

東京都立水元小合学園肢体不自由教育部門学則を次のように定める。

目次

- 第1章 総則
- 第2章 修業年限、学年、学期及び授業を行わない日（以下「休業日」という。）
- 第3章 部科及び課程の組織
- 第4章 教育課程及び授業日時数
- 第5章 学習の評価及び課程修了、卒業の認定
- 第6章 学級定数及び職員組織
- 第7章 高等部普通科の入学、退学、転学、休学及び卒業
- 第8章 高等部普通科の授業料、入学料その他の費用徴収
- 第9章 賞罰

第1章 総則

第1条 本校の肢体不自由教育部門小学部・中学部・高等部普通科（以下、本部門という。）は、知的障害教育部門就業技術科と連携した上で、教育基本法及び学校教育法等の法令並びに東京都教育委員会決定による学校設置の基本理念に基づき、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育等を施し、併せて障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するための知識、技能等を養い、地域社会の一員として、社会参加・自立する人材の育成を目的とする。

- 2 児童・生徒一人一人の人権を尊重し、障害の特性等に応じた専門的な教育を推進するとともに、個性を伸ばし、豊かな人間性や社会性を育み、自立し社会参加できる生徒を育成する。また、地域の中で自立し、生涯にわたって心豊かに生きていく人間を育成することを基本理念とする。
- 3 目的及び基本理念の実現に向けて、次の教育目標を定める。

教育目標

- (1) 健康で、豊かな心と丈夫な体を養う。
- (2) 自ら学び、自ら考え、積極的に行動しようとする意欲や態度を育てる。
- (3) 障害に基づく学習上または生活上の困難を克服し、自立・社会参加に必要な知識・技能・態度を養う。
- (4) 豊かな情操を育み、社会性や規範意識を養う。
- (5) 社会の一員としての自覚を育て、進んで自立・社会参加する意欲や態度を養う。

目指す児童・生徒像

- (1) 基本的な生活習慣を身に付け、健康で丈夫な身体を作ろうとする児童・生徒
- (2) 自ら学び、自ら考え、積極的に行動しようとする意欲のある児童・生徒
- (3) 自立・社会参加に向けて生活する力を獲得しようとする意欲のある児童・生徒
- (4) 豊かな感性を備え、規範を守り、社会と積極的につながろうとする児童・生徒
- (5) 仲間を思いやりながら、共に活動し、社会の一員として働こうとする意欲のある児童・生徒

第2条 東京都教育委員会決定による上記の設置の目的及び基本理念を実現し、教育目標及び社会参加できる児童・生徒を育成するため、次の校訓を定める。

児童・生徒や教職員が常に校訓を念頭に置き、日々の生活に生かすことができるよう、児童・生徒が自己の目標に向かい明るく前向きに進む姿勢を示す「日々前進」と、児童・生徒一人一人が目標を達成

するため、他者と助け合うことの大切さを示す「毎日真心」とする。

- 2 校訓を具体的教育活動として実践することにより、地域社会、保護者、都民に信頼される学校を創造する。また、校訓を国旗、東京都旗及び校旗とともに校内に掲示することにより、組織や社会の一員として規範意識や敬愛の心、郷土愛等を育成する。
- 3 教育目標及び校訓に基づき、次の児童の心構え・生徒心得を定める。
礼儀…自分から進んで、笑顔で「あいさつ」をしましょう。
健康…自己を理解し、規則正しい生活を心掛けましょう。
知識…自分から知識を深め、自ら考え、行動できる人になりましょう。
信頼…約束や決まりを守り、他人から信頼される人になりましょう。
貢献…長き個性を生かし、家族や地域、社会に貢献できる人になりましょう。
- 4 シンボルカラーは、次のように定める。
本校設置場所である葛飾区の花と木を象徴とし、地域との信頼の絆を強める志を含め、地域に溶け込みながら社会貢献を果たしていく生徒・教職員の姿を重ね「菖蒲色」と「柳色」とする。
- 5 基本理念、教育目標、目指す児童・生徒像、校訓、児童の心構え・生徒心得及びシンボルカラーを踏まえ、校章、校歌、校服（標準服）を別に制定する。

第2章 修業年限、学年、学期及び授業を行わない日（以下「休業日」という。）に関する事項

第3条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学期は、二学期制とする。

第4条 休業日は、東京都教育委員会が別に定める。

2 開校記念日を10月2日とする。

第3章 部科及び課程の組織に関する事項

第5条 本校肢体不自由教育部門には、次の教育課程を設け、障害の状態や発達段階に応じた指導内容・方法等の充実に努める。

準ずる教育課程

知的障害を併せ有する児童・生徒の教育課程

自立活動を主とする教育課程

第4章 教育課程及び授業日時数に関する事項

第6条 教育課程は、特別支援学校等の学習指導要領並びに東京都教育委員会が別に定める基準、通達に基づき、校長が編成する。

2 教育課程を適正に実施するため、週ごとの指導計画をすべての教員が作成し、授業の実施前に校長の承認を受けるものとする。

3 児童・生徒一人一人の教育ニーズに的確に応じるため、学級担任が中心となり、個別指導計画及び学校生活支援シート（個別の教育支援計画）を作成するとともに、個別移行支援計画を併せて作成し、学校生活支援ファイルとして活用するものとする。

第7条 年間授業日数及び年間授業時数は、東京都教育委員会が別に定める。

第5章 学習の評価及び課程修了、卒業の認定に関する事項

第8条 校長は、各教科等を履修した者の学習の成果を評価し、各教科等の目標からみて満足できると認められる者について、各学年の修了又は各学部の全課程の修了を認定する。

第6章 学級定数及び職員組織に関する事項

第9条 学級定数は、東京都教育委員会が別に定める。

第10条 次の職員を置き、校務分掌組織については、校長が学校管理運営規程により別に定める。

校長、副校長、主幹教諭、指導教諭、主任教諭、教諭、主幹養護教諭、主任養護教諭、養護教諭、事務職員、その他必要な職員

外部評価を適切に取り入れるため、学校運営連絡協議会、人権教育推進会議を設ける。

第7章 高等部普通科の入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項

第11条 入学できる者の資格は、法令に定める者のほか、東京都教育委員会が別に定める。

第12条 入学は、校長がこれを許可する。

第13条 生徒が退学、転学、休学、復学する時は、校長の許可を得るものとする。

第14条 各学年の課程を修了したと認められる者には、校長が修了証書を授与し、高等部普通科の全課程を修了したと認められる者には、校長が卒業証書を授与する。

第8章 高等部普通科の授業料、入学料その他の費用徴収に関する事項

第15条 入学考査料、授業料については、東京都教育委員会の別の定めによる。

第9章 賞罰に関する事項

第16条 児童・生徒において、教育上必要と認めた時は、表彰する。

第17条 児童・生徒において、教育上必要と認めた時は、懲戒を行う。懲戒のうち、退学、停学および訓告の処分は、校長が行う。

附則

本学則の施行上、必要となる細則は、校長が別に定める。

本学則は、平成29年4月1日から施行する。